

新生児医療担当医確保支援事業(新生児担当医手当)

1 目的

過酷な勤務状況にある新生児医療担当医(新生児科医)の処遇を改善するため、出産後NICUへ入室する新生児を担当する医師に対し手当を支給する医療機関を支援する。

2 対象医療機関

県内のNICU(診療報酬の対象となるものに限る。)を有する医療機関

3 補助対象経費

出産後NICUに入る新生児を担当する医師に対する手当

4 補助要件

就業規則及びこれに類するもの(雇用契約等)において、NICUにおいて新生児医療に従事する医師に対し、NICUに入院する新生児に応じて支給される手当(新生児担当医手当等)について明記していること。

5 補助率

1/3(県 1/3、医療機関等 2/3)

6 積算単価の上限

10,000円(新生児1人入院するごと)

7 補助額

・補助対象経費の 1/3 (新生児1人あたり 1万円×1/3が上限) ※NICU入院初日のみ

●医師に対する新生児担当手当 10,000円、年間NICU入院件数100件の場合

新生児担当医手当支給額 : 10,000円 × 100件 = 1,000,000円

補助対象経費 : 1,000,000円 × 1/3 = 333,000円 ※医療機関負担額 : 667,000円

●医師に対する新生児担当手当 6,000円、年間NICU入院件数100件の場合

新生児担当医手当支給額 : 6,000円 × 100件 = 600,000円

補助対象経費 : 600,000円 × 1/3 = 200,000円 ※医療機関負担額 : 400,000円